

(その6)

## 4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称	みんなでつくる党基金	
目的	本党の勢力拡大を目的とする	
前年末の残高 ①	290,160,889	
積立て		
年月日	金額	備考
小計 ②	0	
果実		
年月日	金額	備考
小計 ③	0	
合計 (② + ③) ④	0	
取崩し		
年月日	金額	備考
R6/3/15	4,142,866	人件費に充当
R6/2/21	14,196	光熱水費に充当
R6/1/17	400,950	備品・消耗品費に充当
R6/1/17	316,800	備品・消耗品費に充当
R6/1/17	64,900	備品・消耗品費に充当
R6/1/17	98,340	備品・消耗品費に充当
R6/1/17	71,280	備品・消耗品費に充当
R6/1/17	259,600	備品・消耗品費に充当
R6/1/17	283,800	備品・消耗品費に充当
R6/1/17	95,700	備品・消耗品費に充当
R6/1/17	125,400	備品・消耗品費に充当
R6/1/18	76,780	備品・消耗品費に充当
R6/1/18	51,480	備品・消耗品費に充当
R6/1/22	395,560	備品・消耗品費に充当
R6/1/22	94,600	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	159,478	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	74,712	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	189,717	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	278,300	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	208,769	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	76,327	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	75,020	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	52,800	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	60,280	備品・消耗品費に充当
R6/1/23	65,612	備品・消耗品費に充当

年月日	金額	備考
R6/1/25	171,600	備品・消耗品費に充当
R6/1/25	70,400	備品・消耗品費に充当
R6/1/26	516,545	備品・消耗品費に充当
R6/1/31	352,000	事務所費に充当
R6/2/21	352,000	事務所費に充当
R6/3/12	44,268	事務所費に充当
R6/1/9	96,800	組織活動費に充当
R6/1/26	99,790	組織活動費に充当
R6/1/30	15,000,000	組織活動費に充当
R6/2/1	59,910	組織活動費に充当
R6/2/2	352,000	組織活動費に充当
R6/2/8	1,995,800	組織活動費に充当
R6/2/13	99,790	組織活動費に充当
R6/2/19	99,790	組織活動費に充当
R6/2/19	74,800	組織活動費に充当
R6/2/21	99,790	組織活動費に充当
R6/2/27	10,000,000	組織活動費に充当
R6/2/27	16,500,000	組織活動費に充当
R6/2/29	625,553	組織活動費に充当
R6/3/1	136,950	組織活動費に充当
R6/3/1	83,490	組織活動費に充当
R6/3/14	1,531,200	組織活動費に充当
R6/3/15	345,633	組織活動費に充当
R6/3/18	287,980	組織活動費に充当
R6/3/18	1,147,088	組織活動費に充当
R6/1/16	1,187,000	訴訟等費用に充当
R6/2/19	133,699	訴訟等費用に充当
R6/2/19	362,400	訴訟等費用に充当
R6/3/5	400,000	訴訟等費用に充当
R6/2/13	21,461	訴訟等費用に充当
R6/3/1	77,000	選挙関係費に充当
R6/2/16	147,345	宣伝事業費に充当
R6/2/27	353,370	宣伝事業費に充当
R6/2/29	92,400	宣伝事業費に充当
R6/2/29	54,340	宣伝事業費に充当
R6/2/29	17,600	宣伝事業費に充当
R6/1/25	300,000	寄附金に充当
R6/1/30	20,000,000	寄附金に充当
R6/2/26	300,000	寄附金に充当
R6/3/18	40,221,482	その他の経費に充当
R6/3/18	168,616,348	その他の経費に充当
合計	(5)	290,160,889
本年 末等の 残高	(6)	0
増減額	(6) - (1)	-290,160,889

年月日	金額	備考
R6/1/25	171,600	備品・消耗品費に充当
R6/1/25	70,400	備品・消耗品費に充当
R6/1/26	516,545	備品・消耗品費に充当
R6/1/31	352,000	事務所費に充当
R6/2/21	352,000	事務所費に充当
R6/3/12	44,268	事務所費に充当
R6/1/9	96,800	組織活動費に充当
R6/1/25	99,790	組織活動費に充当
R6/1/30	15,000,000	組織活動費に充当
R6/2/1	59,910	組織活動費に充当
R6/2/2	352,000	組織活動費に充当
R6/2/8	1,995,800	組織活動費に充当
R6/2/13	99,790	組織活動費に充当
R6/2/19	99,790	組織活動費に充当
R6/2/19	74,800	組織活動費に充当
R6/2/21	99,790	組織活動費に充当
R6/2/27	10,000,000	組織活動費に充当
R6/2/27	16,500,000	組織活動費に充当
R6/2/29	625,553	組織活動費に充当
R6/1/26	83,490	組織活動費に充当
R6/3/14	1,531,200	組織活動費に充当
R6/3/15	345,633	組織活動費に充当
R6/3/18	287,980	組織活動費に充当
R6/3/18	1,147,088	組織活動費に充当
R6/1/16	1,187,000	訴訟等費用に充当
R6/2/19	133,699	訴訟等費用に充当
R6/2/19	362,400	訴訟等費用に充当
R6/3/5	400,000	訴訟等費用に充当
R6/2/13	21,461	訴訟等費用に充当
R6/2/16	147,345	宣伝事業費に充当
R6/2/27	353,370	宣伝事業費に充当
R6/2/29	92,400	宣伝事業費に充当
R6/2/29	54,340	宣伝事業費に充当
R6/2/29	17,600	宣伝事業費に充当
R6/1/25	300,000	寄附金に充当
R6/1/30	20,000,000	寄附金に充当
R6/2/26	300,000	寄附金に充当
R6/3/18	40,221,482	その他の経費に充当
R6/3/18	168,616,348	その他の経費に充当
合計	(5) 289,946,939	不明
本年末等の残高 (① + ④ - ⑤ )	⑥ 213,950	不明
増減額 ⑥ - ①	= 289,946,939	不明

## 監査意見書

令和7年3月27日

本政党の党規約第9条第2項に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

### 1 実施した監査の概要

令和6年分の本政党の政党交付金及び政党基金の収支に関し、使途等報告書、総括文書、会計帳簿、領収書等及び残高証明等について監査を行った。

### 2 監査の対象となつた会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見

令和6年3月14日に本政党について破産手続開始の決定（東京地方裁判所令和6年（フ）第207号）が出されたことにより、その時点の政党交付金残高は破産財団に組み入れられることになり、破産管財人の管理するところとなった。そのため、破産財団に組み入れられた政党交付金の使途等に係る会計帳簿及び領収書等が整備されておらず、監査の対象とすることができなかった。その余については令和6年分の本政党の収支の状況を適正に記載しているものと認める。

### 3 その他の監査上の特記事項

上記破産手続開始の決定について本政党は即時抗告をしており、その結論が出ていない。その結論次第では破産財団に組み入れられた政党交付金の使途等に係る会計帳簿及び領収書等の徵収が可能になるため、それによる収支の修正の余地がある。

政党の名称 みんなでつくる党

監査した者の職・氏名 監事 豊田 賢治



## 監査報告書

令和7年3月27日

みんなでつくる党  
代表 大津 綾香殿

福留 聰公認会計士事務所

公認会計士 

### 1. 監査の概要

私は、政党助成法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、みんなでつくる党の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第20条第1項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、私は、必要と認めた監査手続を実施した。

### 2. 監査の結果

監査の結果、（別記）を除き、私の意見は次のとおりである。

- (1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- (2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- (3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込みの明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。
- (4) 法第17条第2項第1号に規定する領収書等を徵し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。

（別記）

- (1) 令和6年3月14日に本政党について破産手続開始の決定（東京地方裁判所令和6年（フ）第207号）が出されたことにより、その時点の政党交付金残高は破産財団に組み入れられることになり、破産管財人の管理するところとなった。そのため、破産財団に組み入れられた政党交付金の使途等に係る会計帳簿及び領収書等が整備されておらず、監査の対象とすることはできなかった。

### 3. 利害関係

私には、規則第19条の規定に違反する事実はない。

## ○宣誓書○

## 添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- 2 監査意見書
- 3 監査報告書（本部に限る。）
- 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）



## 確認

- この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

年 月 日	令和7年3月27日
政党(支部)の名称	みんなでつくる党
会計責任者の氏名	大津綾香



(その7)

# 宣誓書

## 添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- 2 監査意見書
- 3 監査報告書（本部に限る。）
- 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

本党は破産手続開始決定を受け、破産手続きが進行しています。

破産手続きによって、令和6年の政党交付金残高209,051,780円が破産財団に組み入れられました。

本使途等報告におきましては破産財団の会計が不詳のため、破産財団に組み入れられた政党交付金の使途が報告できません。

向後、鋭意会計情報の共有に努め、使途が判明次第適切に報告することを約束いたします。

確認



この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

年 月 日	令和7年3月27日
政党(支部)の名称	みんなでつくる党
会計責任者の氏名	大津綾香